



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*74 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)

## 規 則

### 和歌山県規則第74号

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年8月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県医師確保修学資金貸与規則(平成18年和歌山県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第16条を第19条とする。

第15条第1項中「別記第18号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第18条とする。

第14条第2項中「別記第17号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第16条とする。

第12条第2項中「別記第16号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(返還債務の免除)

第11条 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。)の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、医師確保修学資金返還免除申請書(別記第16号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定通知等)

第12条 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還債務の免除につき決定をしたときは、医師確保修学資金返還免除決定通知書(別記第17号様式)により、その旨を申請者に通知する。

(期間の計算方法)

第13条 条例本則の表医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号に規定する診療業務従事期間(以下「診療業務従

事期間」という。)を計算する場合は、診療業務に従事した初めの日の属する月から診療業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

2 前項の規定により診療業務従事期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

3 条例本則の表医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号の修学資金の貸与を受けた期間(以下「修学資金の貸与を受けた期間」という。)を計算する場合は、修学資金の貸与を受けた初めの日の属する月から修学資金の貸与を受けなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

4 前項の規定により修学資金の貸与を受けた期間を計算する場合において、修学資金の貸与を受けた初めの日の属する月から修学資金の貸与を受けなくなった日の属する月までの月数が12月に満たない場合には、これを12月として計算するものとする。

別記第18号様式中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第17号様式中「(第14条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第16号様式中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第15号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 16 号様式 (第 11 条関係)

(その 1)

医師確保修学資金返還免除申請書 (大学生修学資金用)		
1 貸与を受けた修学資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 大学名及び卒業した年月日	大学名 年 月 日卒業	
4 医籍登録番号及び登録日	第 号 年 月 日登録	
5 勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
6 やむを得ない理由により診療業務に従事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
7 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県医師確保修学資金の返還の債務の免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

(その2)

医師確保修学資金返還免除申請書(大学院生修学資金用)		
1 貸与を受けた修学資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 大学院名及び修了した年月日	大学院名 年 月 日卒業	
4 医籍登録番号及び登録日	第 号 年 月 日登録	
5 勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
6 やむを得ない理由により診療業務に従事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
7 免除を受けようとする事由		
上記のとおり和歌山県医師確保修学資金の返還の債務の免除を申請します。		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
決定番号 第 号		
住 所		
氏 名		
印		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

(その 3)

医師確保修学資金返還免除申請書 (研修資金用)		
1 貸与を受けた修学資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 医療機関等の名称及び修了年月日	医療機関等の名称 年 月 日修了	
4 医籍登録番号及び登録日	第 号 年 月 日登録	
5 勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
6 やむを得ない理由により診療業務に従事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
7 免除を受けようとする事由		
上記のとおり和歌山県医師確保修学資金の返還の債務の免除を申請します。		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
決定番号 第 号		
住 所		
氏 名 <span style="float: right;">印</span>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第17号様式(第12条関係)

(その1)

医師確保修学資金返還免除決定通知書(免除する場合)

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった医師確保修学資金返還免除については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 返還免除額 円
- 3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(その2)

医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除しない場合)

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった医師確保修学資金返還免除については、下記の理由により免除しないことに決定したので通知します。

記

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月30日から適用する。